

施策マネジメントシート（令和 6 年度目標達成度評価）

第2次 総合計画 体系	政策 No.	6	政策名	子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち
	施策 No.	1	施策名	子育て支援の充実
施策主管課	子ども家庭課		施策関係課名	教育総務課・保育幼稚園課・健康福祉課・学校教育課

1 施策の目的(①対象③意図)と指標(②対象指標④成果指標)等の推移

①対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		③意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)						
市民		<ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てができる 安心して子どもを産むことができる 						
④成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	数値区分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	成果指標の達成状況及び要因
1	安心して子育てができるまちと思う市民の割合	%	目標値	84.4	84.6	84.8	85.0	1) 達成。「出産・子育て応援給付金」と「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯・その他世帯)」の支給、子育てサービスの拡充や相談体制の充実が影響している。安心して子育てができない理由としては「経済的な負担が大きい」40.0%と最も高く、次いで、「子どもを預ける場所が少ない」20.0%、「親子が安心して集まれる場所が少ない」11.6%となっている。 2) 概ね達成。「出産・子育て応援交付金事業」として、妊娠期からの相談支援と経済的支援を実施したことが要因の1つと考える。安心して子どもを産むことが出来ない理由としては「出産できる産婦人科が市内にない」が40.0%と最も高く、次いで「仕事を続けられる環境がない」22.4%、「経済的な支援がない」18.4%となっている。近くに出産できる医療機関がない不便さや不安、また、仕事と子育ての両立の不安があることが、子どもを産むことに対する不安要因となっている。
			実績値	81.6	82.1	85.8		
			達成率	96.7%	97.0%	101.2%		
2	安心して子どもを産むことができるまちと思う市民の割合	%	目標値	82.0	82.3	82.6	83.0	
			実績値	79.8	80.4	81.8		
			達成率	97.3%	97.7%	99.0%		
3			目標値					
			実績値					
			達成率					
4			目標値					
			実績値					
			達成率					
5			目標値					
			実績値					
			達成率					

2 施策(基本事業)の振り返り

基本事業	(施策の目標達成に向けて、どのように取り組んだか。)
子育ての相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、要支援児童・要保護児童・特定妊婦等の把握及び支援を行うため関係機関・関係部署との円滑な連携や支援・見守り体制の充実を行った。 令和7年度からの子どもの医療費助成制度の18歳年度末までの対象年齢拡充のための準備を行った。 物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援する取組として、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯等)」を支給し、経済的な支援を行うとともに、令和7年4月からの子どもの医療費助成制度の対象年齢拡充に向けた準備を行った。 子育て支援の拡充の取組を推進するため、小城市子ども計画(令和7年度～令和11年度)を策定した。
子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 私立保育園の改築(3園)等の整備に対して補助を行い、安全かつ安心な保育環境の確保に努めた。また、物価高騰対策として私立保育所等に高騰分の給食食材費の補助を行った。 私立保育園の新規採用職員に就職準備金を交付し、待機児童解消のため保育士確保対策を行った。 公立園で医療的ケア児受け入れに伴い、訪問看護事業所と委託契約を行い、保育環境の充実を図った。 桜岡第4放課後児童クラブを学校敷地外に移設し、定員を増やした。
妊娠・出産期から子育て期にわたる支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産期から子育て期にわたるまで「子育て世代包括支援センター」を拠点として、関係機関と連携を行い切れ目のない総合的な支援を行った。 「出産・子育て応援交付金事業」として、妊娠期から出産・子育てまで様々なニーズに則し必要な支援につなぐため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施した。(伴走型支援…妊婦に対し妊娠届出時、産婦に対し出産届出以降に面談を実施し必要な支援につなげる。経済的支援…面談を実施した上で、出産応援給付金と子育て応援給付金を支給。)

3 施策の課題(基本計画で掲げた施策の「現況と課題」、成果指標の達成状況を踏まえて、次年度以降に向けた施策の課題)

<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月に施行された「子ども基本法」において、地方公共団体は「子ども施策に関し、区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」「市町村は、子ども施策についての計画(市町村子ども計画)を定めるよう努めるものとする。」とされており、令和6年度中に策定した小城市の子ども計画の推進に努めていく必要がある。また、「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和6年4月1日施行)第10条の2では、「市町村は、子ども家庭センターの設置に努めなければならない。」とされており、小城市においても、母子保健機能と児童福祉機能が一体となり、相談・支援体制の強化を図るため、令和7年度に設置する子ども家庭センターの体制整備を行った。 保育所等については、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりや保育士不足等の理由により、年度の途中から待機児童が発生している。また、放課後児童クラブについては、入級希望者が増加し、年間を通じて待機児童が発生している。働きながら子育てをしている家庭の負担軽減を図るため早期に待機児童の解消に対応していく必要がある。

4 今後の取り組み(課題解決に向けた今後の取り組みの方向性・内容等)

<ul style="list-style-type: none"> 国の子ども大綱、佐賀県の子ども計画を勘案し、小城市子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定した「小城市子ども計画」に基づき、子ども施策を実施していく。また、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉機能)と子育て世代包括支援センター(母子保健機能)の一体的な相談・支援体制を整備するため、令和7年度に設置する子ども家庭センターを中心に、子育て支援体制の充実を図っていく。 子育て支援においては、経済的支援を望むニーズが多くあるため、令和7年4月から子どもの医療費助成制度の18歳年度末までの対象年齢拡充を行う。 保育園等については、保育ニーズへの対応や待機児童の解消を図るため、引き続き保育士の確保対策を行う。 放課後児童クラブの待機児童について、新しいクラブの増設及び定員に空きのあるクラブへの入級等による、待機児童解消の検討を行っていく。また、児童クラブ利用者負担金について、人件費、電気代、その他の物価高騰に伴い運営費が増加していることから、負担金の見直しを行う。
